

(地Ⅲ160F)

平成23年10月21日

都道府県医師会
郡市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

保 坂 シゲリ

ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領における基準単価について

標記の件につきまして、厚生労働省健康局長より各都道府県知事宛通知がなされ、本会に対し情報提供がありました。

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の運営におけるワクチンの基準単価については、「ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領」において別途定めることとしており、4ヶ月毎を目安に改定するとしていますが、今般、平成24年1月1日から適用する単価（従来と同額）が下記のとおり示されました。

つきましては、本件についてご承知おきいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 子宮頸がん予防ワクチン | 15,939円 |
| 2. ヒブワクチン | 8,852円 |
| 3. 小児用肺炎球菌ワクチン | 11,267円 |

健発 1020 第 4 号
平成 23 年 10 月 20 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領における基準単価について

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の運営について（平成 22 年 11 月 26 日健発 1126 第 8 号同職通知）の別紙「ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領」において、別途通知するとされた基準単価については、4 ヶ月毎を目安に改定することとしているが、平成 24 年 1 月 1 日から適用する単価は下記のとおりとする。

記

1. 子宮頸がん予防ワクチン	15,939円
2. ヒブワクチン	8,852円
3. 小児用肺炎球菌ワクチン	11,267円

注 1：上記単価については、ワクチンの実勢価格を調査した上で、4 ヶ月毎を目安に改定する。この場合の改定単価の提示は、その適用 3 ヶ月程度前に行う。

注 2：各市町村における基準単価の適用については、市町村の当該年度の事業開始日における基準単価を通年で適用する。